

第 43 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 1 日（金） 15:58～17:53
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 西郷浩
 - （委 員） 川崎茂、野呂順一
 - （専 門 委 員） 相本伸幸、田井宏介、寺門雅史
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
 - （調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策課交通統計室：稲本室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 造船造機統計調査の変更について
- 5 概 要
 - 事務局から諮問の概要について、調査実施者から造船造機統計調査の変更案についてそれぞれ説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。
 - 「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」及び「4 オンライン調査への対応」については、おおむね適当と判断された。
 - 「1 造船造機統計調査の変更について」のうち、「(2) 集計事項の変更」の「イ 集計事項の詳細化」及び「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」等については、調査実施者において事実関係を確認の上で次回部会で説明を行い、それを受け審議することとなった。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 造船造機統計調査の変更について

ア 報告を求める事項の変更

(ア) 受注状況の把握

- ・ 内航船舶は 500 トン以下のものがほとんどであり、従来、これら船舶の受注を公表しているものはない。このため、本調査で公表されることとなれば、利用者として喜ばしい。
- ・ 契約は相手のあるものであり、報告者である受注者側だけの考えのみで報告してよいものかの確認も必要ではないか。
- ・ 本調査は、工場を対象とした調査であるが、契約は企業ベースであることから、受注状況について、各工場で記載ができるのか。
- ・ 世界における製造船舶の受注状況については、IHS やクラークソンの統計を利用している。本調査により、更に国内の詳細な受注状況が把握できるようになれば、利活用の幅が広がるものとする。

- ・ 集計区分によっては1隻のみで計上されるものもあるため、受注時の船価も表示されると、どの船舶の船価か分かってしまう。そうなれば、この船価を比較基準とされてしまうこととなり、ビジネス上問題がある。このため、受注時の船価を調査対象としないことは適切であり、報告者としても賛成である。
 - ・ 受注後のキャンセルも把握するとしているが、これにより受注残も把握できると理解してよいか。
- ⇒ 理解のとおりである。今後データの蓄積を行えば、そのようなデータも把握できると考える。

(イ) 主機関の削除

- ・ 特段の意見なし。

イ 集計事項の変更

(ア) 集計事項の追加

- ・ 予定年月日について、報告者に過度な負担をかけるものでなければ、正確な把握のために調査する項目があっても良いと考える。また、公表についても、公表することで問題が生じるのであれば、公表しないとの判断は適切と考える。
 - ・ 予定年月日による内容審査で毎月5%程度疑義が生じるということであるが、受注時、起工時等だけ報告するのではなく、その時点で受注中のもの起工中のもの等をすべて報告することとすれば、そうした誤差もなくなり、また報告者の負担は軽いのではないか。
- ⇒ 本調査は毎月調査であるが、受注、起工、進水及びしゅん工の各段階のみ報告すれば足りる設計としており、報告する際の数も多くない状況にある。御指摘の方法ではかえって負担が大きくなるものと考え。
- ・ 行政上船舶の受注からしゅん工までの状況をパネル化することへの具体的なニーズはない。その他ユーザーを含めてニーズがあるか否かを今後把握を行い、必要に応じて対応を検討したい。

(イ) 集計事項の詳細化

- ・ 集計表の詳細化により、公表時に1隻のみ計上されるといったケースがより一層増えることとなる。これは、個々の船舶や報告者（当該船舶の製造工場）の特定がされやすくなる一方で、受注時の船価が公表されなければ良いとのことであったが、隻数やトン数などからでも分かる場合が考えられ、その点について本当に問題はないか。
- ⇒ 整理して次回回答したい。

(2) オンライン調査への対応

- ・ オンライン化については、費用対効果の観点からメリットがあるか否かで判断するものとする。本調査は元々の調査費用も少額であるため、オンライン化の費用の方がかかってしまう可能性もある。調査実施者において、費用対効果の観点で、オンラ

イン化の可否をしっかりと説明できるのであれば良いのではないかと考える。

- ・ 小規模事業所では、年間の建造船舶は2, 3隻程度。そのような事業所は、紙媒体だからこそ記載しているのであり、ネットで報告することとなると、新たに事務員が必要となる。無理にオンライン化を進めるのはどうかと考える。
- ・ オンライン化を進めるべきとの閣議決定がある中、本調査の場合は、いろいろな事情がある中で、どのように判断すべきかを御審議いただくことが狙い。
- ・ 政府全体でオンライン調査を推進するというのが原則。一方、それぞれの調査における適切な調査票の回収の仕方は、調査規模やオンラインの普及率等を踏まえ、調査実施者で判断して進めていただければ良いのではないかと考える。

(3) 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応

- ・ 普段、船舶用機械として製造していなくとも、船舶用機械に転用する場合もあるのではないかと考える。そのような生産を把握する必要はないかと考える。
 - ・ 主業にはなくても、副業で船舶用機械を製造する事業所もあり、そのような事業所が対象から漏れていることはないかと考える。
- ⇒ 主業、副業に係らず、船舶用機械を製造する事業所は「船舶用機関等施設状況報告書」で報告されており、本調査の母集団に含まれているので漏れはない。
- ・ 母集団名簿の妥当性について、経済センサスー活動調査との照合が終わっていないとされており、次回部会にて照合結果を説明いただきたい。

(4) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況

- ・ 特段の意見なし。

6 次回予定

次回は、平成25年11月11日（月）10時00分から中央合同庁舎第4号館特別第3会議室において開催することとされた。